



緑につつまれ
友愛に満ちた市民のまち 稲城

第四次稲城市 長期総合計画

ともにつくろう 笑顔あふれる 元気なまち





市章

この市章は、いなぎの「い」を図案化したもので、円満な市政と将来に向かって限りない発展を象徴しています。

(昭和42年10月14日制定)



C1シンボルマーク・ロゴ

稲城らしさを大切にしたまちづくりを推進するために、稲城市C1推進活動を展開しています。このマークは、C1推進の旗印となるデザインで、稲城の「i」を形象化し、全体で未来に向かって発展する力を表現しています。

(平成8年7月19日制定)



市の花「梨」

梨は江戸時代元禄期から栽培され、現在も稲城市の特産物です。矢野口、東長沼、押立を中心に梨畑があります。春の盛りに白い花がどこまでも続いているのは稲城を代表する風景の一つです。

(昭和48年11月1日制定)



市の木「イチョウ」

イチョウは、市内に数多くあり、苗木も入手しやすく植栽も簡単で、公害に強く、街路樹にも適していて品位もあるといった点から、市の木に選定されました。

(昭和48年11月1日制定)

A decorative background consisting of a grid of squares. The squares are arranged in 10 rows and 7 columns. The squares in the first two columns are solid black. The squares in the remaining five columns are white with a black outline. A large white rectangular box with a black border is positioned in the center-right of the page, containing the main title. A smaller white rectangular box with a black border is located in the bottom right corner, containing the date and city name.

第四次稲城市
長期総合計画

平成 23 年 3 月

稲城市

稲城市民憲章（昭和五十六年十一月一日制定）

縄文の昔から緑豊かな多摩の横山と多摩川の清流に
はぐくまれた私たちのまち稲城。

私たちは、このまちに住み、このまちを愛し、いつ
までも平和で友愛に満ちた心のふるさと、稲城市をつ
くるために、市民憲章を定めました。

市民ひとりひとりがこの憲章を心の道しるべとし
て、より豊かなまちとなるよう協力しましょう。

一、太陽と緑をたいせつにし、

土の香りのあるまちをつくりましょう。

一、市民としての自覚をもち、

助け合って住みよいまちをつくりましょう。

一、年よりやこどもをいたわり、

若い力を育てるまちをつくりましょう。

一、心身ともに健やかに、

笑顔で働けるまちをつくりましょう。

一、伝統を尊び、文化を高め、

未来に展望がもてるまちをつくりましょう。

稲城市平和都市宣言（平成三年三月七日）

かけがえのない、この美しい地球を守り、世界の恒久平和
を願う人々の心は共通のものであります。

現行憲法に貫かれた平和の精神をもとに、非核三原則を遵
守し、世界の人々と手を携えて、人類永遠の平和を築くこと
が私たちの責務です。

市民憲章の心を基本理念として、私たちは真の平和と幸せ
を望み、このまちに住み、このまちを愛し、いつまでも平和
で友愛に満ちた心のふるさと、稲城をつくるために努力して
います。

ここに稲城市制二十周年の年を迎え、平和への誓いを新た
に決意し、稲城市が平和都市であることを宣言します。

『ともにつくりよう 笑顔あふれる 元気なまち』をめざして



本市は、多摩丘陵の緑や多摩川の清流に代表される豊かな自然環境に恵まれ、長い歴史のなかで伝統や文化を育みつつ、首都圏の近郊の住宅都市として発展してきました。

多摩ニュータウンの開発や土地区画整理事業などの都市基盤の整備においては、水と緑のうおい空間をまちづくりに活かすことで、良好な生活空間を創出し、住みやすさを誇るまちとして評価されております。

また、免震構造を導入した市立病院の建設やPFIを導入した中央図書館の開設、介護支援ボランティアの制度化など、本市の先進的な施策が高く評価され、平成19年には10年に一度で多摩26市のなかで一市のみにも与えられた総務大臣表彰を受賞しました。

日本全体が人口減少社会を迎えるなか、本市では今後10年間に於いて人口は増加し、また高齢化は比較的緩やかに進むことが見込まれます。地方分権が本格的に推進されようとしておりますが、自らの地域の実情に見合った福祉や教育・生涯学習、コミュニティ、環境・産業、都市基盤整備、市民参加などの各分野の施策を全体のバランスをとりながら前進させ、市民が故郷として愛着や誇りをもてる稲城のまちづくりを進めたいと考えております。

第四次稲城市長期総合計画では、「人権の尊重とノーマライゼーションの実現」「人と人とのつながり」「市民参加と協働」「地域資源の活用」の4つを基本的視点におきました。そして、これまでの総合計画に掲げられた将来都市像である「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城」を継承しつつ、これからの10年のまちづくりの方向性として「ともにつくりよう 笑顔あふれる 元気なまち」と決めました。新しいまちと旧来のまち、歴史と伝統、都市的なものと農村的なもの、あるいは子どもから高齢者までのあらゆる世代が融合し、まちづくりを進める過程において、心の豊かさや活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

本計画の策定に際しては、ご協力いただきました長期総合計画審議会委員や市民会議参加者のみなさまをはじめ、ご意見やご提言をいただきました稲城市議会並びに多くの市民のみなさまに心より御礼を申し上げます。

平成 23 年 3 月

稲城市長 石川良一

第四次稲城市長期総合計画目次

第1編 総論 1

第1章 計画策定に向けて	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定に向けた取組み	3
第2章 計画の名称、構成および期間	4
1 計画の名称	4
2 計画の構成	4
3 計画の期間	5
第3章 時代の潮流と主な課題への取組み	6
1 人口構造の変化	6
2 環境への取組み	6
3 経済情勢	7
4 安全安心な社会へのニーズの高まり	7
5 地方分権の進展と住民による自治の拡充	8

第2編 基本構想 9

第1章 基本構想の策定方針	10
1 基本構想の趣旨	10
2 基本的視点	11
第2章 目標年次	13
第3章 想定人口	13
第4章 将来都市像	14
第5章 将来都市像の実現に向けたまちづくりの基本目標	15
第6章 土地利用の方向性	16
1 地域の特徴を活かした調和のとれたまちづくり	16
2 都市軸と中心地区の形成および生活拠点の育成	18
3 水と緑の体系を活かした魅力的なまちづくり	20
第7章 施策の大綱	21
1 だれもが健康で安心してともに暮らせるまちづくり	21
2 人と文化を育むふれあいのあるまちづくり	24
3 だれもが心豊かに暮らせる平和で安全なまちづくり	27
4 環境にやさしく活力あふれるまちづくり	30
5 水と緑につつまれたやすらぎのあるまちづくり	33
6 市民とともに歩むまちづくり	37

第1部 総論	41
第1章 基本計画の趣旨	42
第2章 計画の期間	42
第3章 人口推計	42
第4章 財政推計	43
第5章 施策の体系	44
第2部 各論	47
第1章 だれもが健康で安心してともに暮らせるまちづくり	49
第1節 健康の保持・増進と医療の充実	50
第2節 社会福祉の充実	54
第3節 社会保険制度の推進	64
第2章 人と文化を育むふれあいのあるまちづくり	69
第1節 生きぬく力の育成	70
第2節 生涯学習の推進	78
第3章 だれもが心豊かに暮らせる平和で安全なまちづくり	87
第1節 地域で育む共生意識と活気あふれる地域交流	88
第2節 コミュニティの充実と交流の推進	94
第3節 安全安心なまちづくり	98
第4章 環境にやさしく活力あふれるまちづくり	107
第1節 快適な環境への改善と保全の推進	108
第2節 産業の振興	114
第3節 安定した消費生活の推進	122
第5章 水と緑につつまれたやすらぎのあるまちづくり	125
第1節 安心して暮らせるまちづくり	126
第2節 安全で快適なまちづくり	136
第3節 豊かな水と緑のあるまちづくり	144
第6章 市民とともに歩むまちづくり	149
第1節 市民参加の拡充	150
第2節 行政サービス向上のための行財政	154

1	主な事務事業一覧	160
2	稲城市のあゆみ	163
3	第四次長期総合計画の策定経過	167
4	稲城市長期総合計画審議会委員名簿	168
5	市議会・長期総合計画検討特別委員会委員名簿	169
6	稲城の未来を考える市民会議参加者名簿	169
7	諮問	170
8	答申	171
9	小学生の絵画入選作品	173
10	中学生の作文入選作品	174

第1編



総論

第1章 計画策定に向けて

第2章 計画の名称、構成および期間

第3章 時代の潮流と主な課題への取組み

第1章 計画策定に向けて

1 計画策定の趣旨

(1) 第三次稲城市長期総合計画の終了

本市では、昭和50年(1975年)に「稲城市長期総合計画」を策定し、続いて平成3年(1991年)に「第二次稲城市長期総合計画」を、21世紀に入った平成13年(2001年)には「第三次稲城市長期総合計画」を策定しました。

これら三次にわたる総合計画に基づき、生活環境施設などの整備と豊かな自然環境との調和を図りつつ、計画的にまちづくりを進めることにより、鉄道交通の利便性や良好な環境を基盤とした首都圏の近郊都市として発展してきました。第三次稲城市長期総合計画は、平成22年度(2010年度)に終了するため、この期間におけるまちづくりの進行や社会経済情勢の変化を踏まえた新たな総合計画の策定が必要になっています。

(2) 社会経済情勢の変化への対応

我が国は、少子高齢化の進行から、総人口が減る人口減少社会へと変化しています。

また、グローバル化した経済は金融危機に示されたように不安定になっており、各国間の経済政策や地球環境問題への対応など国際的な協調が重要になっています。

国内的には、不況を引き金とする雇用・失業にともなう貧困層の増加の問題の克服も含めた経済の活性化、少子高齢化社会のなかで年金や介護・子育て支援を含む社会保障制度の再構築など、市民生活に大きく影響する再編成が行われようとしています。

こうしたなかで、国と地方の役割分担や税財源の配分などをめぐる地方分権改革は第2期に入っています。

国の制度や政策が大きく変わることも予測されるなか、そうした制度や政策の変更に柔軟に対応しつつ、より効率的な行政運営をめざします。

(3) まちづくりの計画的な指針としての新たな総合計画の策定

時代の潮流や本市を取り巻く社会経済情勢を十分に踏まえつつ、国や東京都の動向を考慮したうえで、多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えるため、今後のまちづくりを総合的かつ計画的に推進する平成23年度(2011年度)からの新たな総合計画を策定します。市民の主体性を活かしながら、新しい時代を切り拓いていく本市の将来に向けた新たな展望を示す指針とします。

2 計画策定に向けた取組み

新しい総合計画は、市民にわかりやすく実感の持てる計画とするために、まちづくりの目標を明らかにするとともに、財政状況に即した実効性のある計画にすることが必要です。そのために以下の3点について、取り組んでいます。

(1) 成果がわかる目標の設定

市民と今後のまちづくりに関する目標を共有し、協働のまちづくりを進めるためには、計画の成果を把握することが必要です。新しい総合計画では、今後のまちづくりに関する目標を市民にできるだけわかりやすく示すという観点から、行政が取り組むべき施策に対する目標数値などを明示しています。

(2) 財政フレームとの調整

厳しい財政状況のなかで、計画を実行へと展開していくためには、財政フレームの裏づけが必要です。施策展開の実行性を確保した現実的な計画とするため、総合計画と財政フレームとの十分な調整を図っています。

(3) 市民参加の視点

総合計画は、幅広い市民の提案や意見を把握したうえで策定することが必要です。そのため、さまざまな方法により市民の意見を聴取するとともに、新たな取組みとして市民会議の設置をするなど、市民参加の機会を充実しています。

第2章 計画の名称、構成および期間

1 計画の名称

この計画の名称は、これまでの長期総合計画との継続性を明らかにするため、次のとおりとします。

「第四次稲城市長期総合計画」

2 計画の構成

第四次稲城市長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造とします。

(1) 基本構想

将来都市像とまちづくりの基本目標を掲げ、それを実現するための基本的な方向性を定めます。

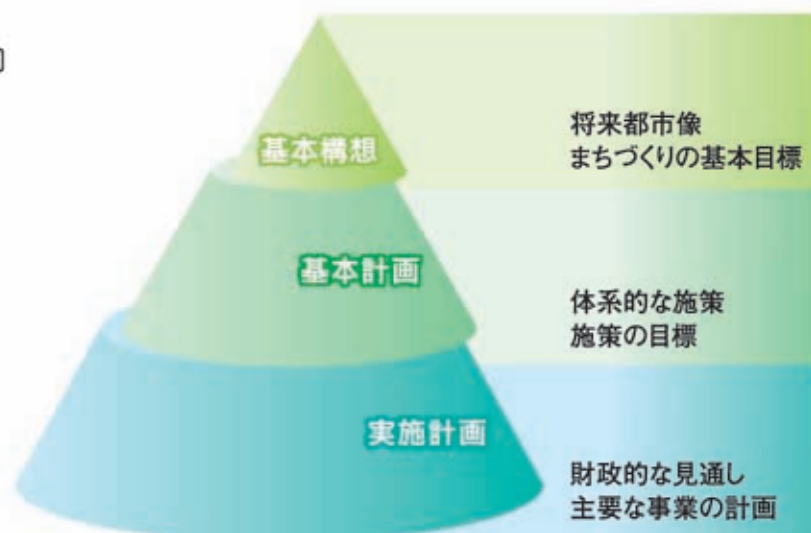
(2) 基本計画

基本構想に基づき展開する施策を体系的に定めます。また、施策の目標を定めます。

(3) 実施計画

施策の体系に即し、施策の目標を達成するための主要な事業の計画的な実施について定めます。

〔計画の構成〕



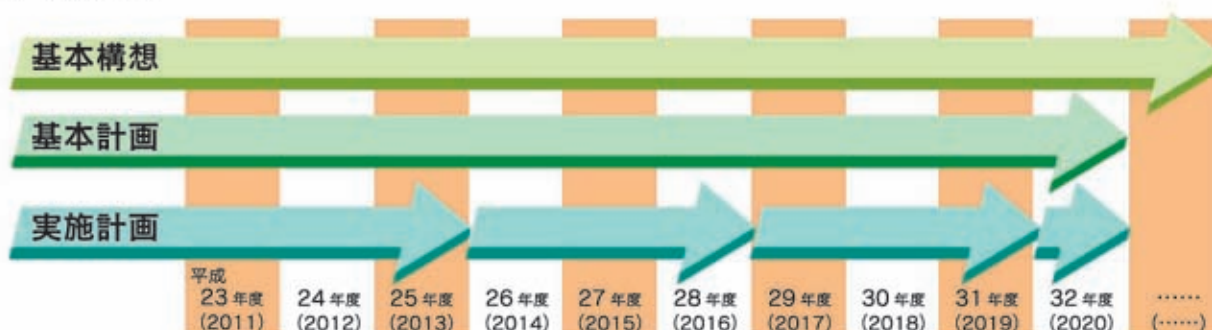
3 計画の期間

基本構想の期間は、平成23年度（2011年度）から2020年代初頭までとします。

基本計画は、平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とする10ヵ年計画とします。なお、時代の変化に柔軟に対応できるように、中間時に点検するとともに、必要に応じて見直しを行います。

実施計画は、3年毎に3ヵ年計画を作成することを原則とします。

〔計画の期間〕



第3章 時代の潮流と主な課題への取組み

近年、我が国をめぐる内外の社会経済情勢は変動が大きく不安定化しており、長期を見通すことが難しくなっています。こうしたなかで、本市において個性豊かで活力に満ちたまちづくりを進めるためには、未来を見すえ、時代の潮流とまちづくりの課題に的確に対応することが求められています。

1 人口構造の変化

戦後一貫して増加してきた日本の人口は出生率の低下にともない、平成16年（2004年）をピークにして減少を続けると推計されています（「日本の将来推計人口」平成18年12月「国立社会保障・人口問題研究所」推計）。総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、平成17年（2005年）に初めて20%を超えました。一方、1年間に生まれる子どもの数は、今後も減少すると予測されています。

国レベルでは、少子高齢化に対して、保育所や子ども手当の充実なども含めた子育て支援、仕事と生活の調和を進めるワーク・ライフ・バランス、子どもや高齢者への医療サービスの充実、高齢者に対する介護や福祉などの充実が課題となっています。

東京都では、今後5年程度、転入が転出を上回る「社会増」が続き、人口が増加しますが、その後は人口減に転じると見込まれています。

本市では、多摩ニュータウン事業や土地区画整理事業などの基盤整備にともなうまちづくりの進展による他の地域からの人口移動で、子育て世代を中心に人口増加を続け、年少人口も比較的高い割合での推移が見込まれています。またこのことに加え、高齢者割合も増加することから、子育て支援や教育、介護や福祉などの施策の充実を図っていきます。

2 環境への取組み

温室効果ガスの排出により地球温暖化が進行し、地球規模で異常気象が多発し災害を発生させています。低炭素社会へのシナリオを描き、実行に移すことが喫緊の課題であり、世界各国が国連を舞台にして温室効果ガス排出量の削減をめぐる交渉していますが、優れた環境技術を有する我が国の取組みが注目されています。

個人では、市民一人ひとりがグローバルな視点を持ちつつ、何ができるかを考え行動に移していくことが必要です。例えば、自然エネルギーの活用、公共交通機関の利用など省資源・省エネルギーを考慮した生活様式への転換が求められています。

本市では、循環型社会を推進するため、ごみの減量やリサイクルなどの施策をさらに進めていくとともに市民に対する環境への関心や意識啓発を行うことなどにより、良好な環境の維持に取り組んでいきます。

3 経済情勢

我が国の経済は、息の長い回復を続けた後、回復が足踏み状態にありましたが、平成20年（2008年）の世界的な金融危機を背景に企業収益や雇用情勢の悪化が進み、景気が後退していくなか、内需、外需ともに厳しい状況です。

変動の激しい世界経済のなかで、安定した生活を支える経済社会の活力維持と、どのようにセーフティネット（雇用・失業対策や介護・福祉も含めた社会保障制度）を充実するのかが、国だけでなく地方自治体、企業や地域にも、問われています。

本市においても、非正規労働者や失業者の就業支援・生活支援、ひとり親家庭や障害者などの就業支援・生活支援、生活保護受給者の自立支援、貧困による教育機会の喪失の防止などにより、生活の安定と自立に向けた支援に取り組んでいきます。

4 安全安心な社会へのニーズの高まり

(1) 大規模災害や新たな感染症への対応

地球温暖化がその要因のひとつであると考えられる気候変動による異常気象や大きな地震が世界各地で発生していることから、自然災害に対する住民の不安の解消や災害に強いまちづくりが必要になっています。

また、平成21年（2009年）には新型インフルエンザが世界的に流行し、日本でも感染者が拡大しました。未知のウィルスや新たな感染症が発生したときに備え、市民の安全確保と日常生活の早期回復を図るために、必要な準備と関係機関との連絡・連携など危機管理対策に取り組んでいきます。

(2) 暮らしのなかでの安全安心

近年、高齢者などを狙った悪質商法、振り込め詐欺事件や食品の偽装表示など、消費者を取り巻くさまざまな分野で被害が相次いでいます。

国においては複数の省庁に分散されていた消費者行政は、平成21年（2009年）の消費者庁の設置で一元化されました。本市においても、市民が安心して暮らせるよう、消費者や生活者の視点に立った施策を進めていきます。

また、情報通信技術については経済社会活動を支える基盤であり、とくにインターネットは、さまざまな情報やサービスを手にすることができる手段として多くの人に定着しており、欠かすことのできないものとなっています。しかし、便利さの反面、インターネット上の違法・有害情報に起因する犯罪が増加しており、被害が児童・生徒にも及んでいます。本市においてもこれらの違法・有害情報に対して適切な対策を講じるとともに、市民が被害にあわない対策に取り組んでいきます。

5 地方分権の進展と住民による自治の拡充

(1) 地方分権の進展

平成19年（2007年）に地方分権改革推進法に基づき、国と地方自治体で権限や税の配分など役割の見直しが進められ、また市から地域への分権に取り組む自治体もあります。

地方分権が進行するなか、基礎自治体としての市町村は、分権型社会に対応した地域にふさわしいまちづくりを推進するとともに、安定的な財政基盤づくりや行政運営に取り組み、効率的かつ効果的な自治体運営を進めることが課題となっています。

基礎自治体が自己の責任のもと地域独自の施策や事業を立案していくためには、これまで以上の企画力や政策判断能力が必要となることから、これらの能力をもった職員の育成や分権型社会に対応した組織づくりをめざしていきます。

(2) 住民による自治の拡充

核家族化や個人志向が進むなか、地域社会の助けあいの力は徐々に弱まりつつあります。その一方で、地域社会による見守りや子育て支援、あるいは高齢者世帯への支援、孤立死や自殺の防止などにおける地域コミュニティの役割の重要性が再認識されています。

また、全国の地方自治体では、行政計画の策定過程において、アンケート調査などさまざまな手法で広く市民の意見を聴き、計画に反映されています。行政との役割分担と協力関係のなかで、公共的サービスを提供することも全国的に広がってきました。

本市においては、市と協力して事業を行う市民活動団体などを育成・支援するための市民活動サポートセンターを拠点にNPOなど市民活動団体等が活発に活動しており、パートナーシップによる市との協働事業も進められています。

さらには、自治会や学校を通じた人のつながりなど、地域コミュニティが活発化し、地域の課題を自ら解決できる体制づくりや行政と協働でまちづくりを進める環境づくりを支援していきます。